

# 菅原輔昭「春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製」詩序成立説話の再検討

福島 尚

## はじめに

『袋草紙』「雑談」および『十訓抄』第十篇第二段に、「泝於李門之波二年朝恩未及、踏於蓬壺之雲十日夜飲已酣」の秀句を含む、菅原輔昭「春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製」詩序の成立を語る説話がある。『袋草紙』には、小沢正夫・後藤重郎・島津忠夫・樋口芳麻呂『袋草紙注釈』（塙書房・一九七四年）、藤岡忠美・芦田耕一・西村加代子・中村康夫『袋草紙考証（雑談篇）』（和泉書院・一九九一年）、藤岡忠美『袋草紙』（新日本古典文学大系・岩波書店・一九九五年）、また『十訓抄』には、石橋尚宝『十訓抄詳解』（明治書院・一九〇二年、改訂版・一九二七年）、河村全二『十訓抄全注釈』（新典社・一九九四年）、浅見和彦『十訓抄』（新編日本古典文学全集・小学館・一九九七年）といった注釈があるが、なお考えるべき点もあるので、本稿ではそのことを問題

としてみたい。

## 一 当該話の本文

『袋草紙』所収話『袋草紙注釈』七三・『袋草紙考証』九六）を、新日本古典文学大系本をもとに整理して示せば次の通りである。

菅輔昭〔昭〕ノ誤、為宇多院藏人之時、為試俄賦隔花遙勸酒詩、以輔昭〔昭〕ノ誤、為序者。而疑嚴闇之助成、閉院門不令往反人。件序落句云、泝〔泝〕ノ誤於李門之波二年、朝恩未及、踏於蓬壺之雲十日、夜飲已之〔之〕衍字〕酣。世以称秀逸。而文時卿云、踏蓬壺之雲一日ト可書。折指テ計ケル主哉云々。文時卿尚齒会序云、少於樂天三年、猶已衰齡之〔也〕ノ誤。実雖不及三年、付文花事〔書〕ノ誤之云々。如此事私二〔和〕ノ誤力〕歌ニモ可用意也。

これを典拠とする『十訓抄』所収話を片仮名本（書陵部蔵屋代弘賢旧蔵本により、泉基博『校本十訓抄』所収の故吉田幸一蔵青谿書屋旧蔵本を参考に整理）・平仮名本（故益田勝実蔵堀杏庵旧蔵本）によって示す。私に句読・濁点等を付す。漢文につけられた訓点は省いた。

〔片仮名本〕

菅輔昭宇多院ノ藏人ニ補シテ試ノタメニ隔花遙勸酒ト云詩ヲ賦テ、輔昭ヲシテ序者トス。嚴閣ノ助成ヲウタガヒテ、院門ヲトヂテ往反セシメズ。件ノ序ノ自謙句云、  
泝於李門之波二年朝恩未及、

踏於蓬壺之雲十日夜飲已酣、

トゾカケル、人是ヲ秀逸トス。父ノ文時卿踏蓬壺之雲一日ト書ベシ。指ヲオリテカゾヘケルヌシカナト難ジケリ。余事歟。祖業ヲツゲルコト彼伊陟卿ニハニザリケリ。  
〔平仮名本〕

菅輔昭宇多院の藏人に補する時、心見のために俄に隔花遙勸酒といふ詩を賦して輔昭を序者とす。嚴閣の助成をうたがひて院門をとぢて往返せず。件の序者の自謙の句に云、

泝於李門之浪二年朝恩未及

踏於蓬萊之雲十日夜飲已酣

とぞかけりける。人は秀逸とす。其後文時卿いはく、

踏蓬萊之雲一日とかくべし。ゆびをおりてかぞへけるぬしかなと難じけり。あまりの事か。祖業をつげる事かの伊陟等にはまさりけり。

## 二 「春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製」詩序

当該話に引用される秀句「泝於李門之波二年朝恩未及、踏於蓬壺之雲十日夜飲已酣」は『袋草紙』・『十訓抄』諸注に指摘されるように、『本朝文粹』巻第十・序丙・詩序・木に収められる「春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製」（岩波書店新日本古典文学大系本の作品番号は二九八）に見えるものである。新訂増補國史大系『本朝文粹』を底本とし、柿村重松『本朝文粹註釋』を参考にしたとする浦木裕による電子テキストを土台に、新日本古典文学大系本を参照し整理した本文によって引用する。

詩序の文体は、新日本古典文学大系『本朝文粹』の「文体解説」（後藤昭雄）によれば、

多くは文章の構成に類型性をもつ。それは、四段ないし五段の段落から成り、詩宴の主催者あるいはその場、時、景物などを称える文で書き起こし、途中で句題の文字を修辞を加えつつ展開する文などを交え、最後は作者の謙遜の文で結ぶ。また各段落の初めには、「観夫」「故」

「于時」「嗟呼」などの語句を、全体の末尾には「云爾」の語を置くことなどである（大曾根章介）。

ということであるので、『作文大体』の「筆大体」や『王澤不渴鈔』の記述などによってなされた、『大曾根章介 日本漢文学論集』第一卷（汲古書院・一九九八年）「文体論」所収の諸論考の記述を参考に、以下に構成の分析を試みる。

春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製

（第一段）

漫句 王城東南半里餘、有一玉洞矣。

緊句 煙霞春濃、

泉石秋冷。

漫句 蓋我太上皇、勳賞宸遊之地也。

漫句 自彼遁世揖尊、逐處占靜、

雜隔句 詞鶯舞鶴、追從于褰裳之行、

草色林輝、祇承于脫屣之步。

（第二段）

傍字 於是、

緊句 于林于臺、

有花有酒、

長句 酒隔花而遙酌、

味帶香而彌醇。

長句 宿鳥鳴以似說花之淺深、

遊蜂繞以如檢巡之多少。

（第三段）

傍字 嗟呼、

隔句 唱遲從何方、經梅檐而舉白、

記籌是幾物、過杏園而折紅。

隔句 出濃粧、出繁艷、愁眉忽展眼界之春。

穿宿雪、穿暖霞、俗骨欲倒醉鄉之月。

（第四段）

傍字 于時、

緊句 鈞天宴闌、

玉漏夢半。

雜隔句 絲竹間奏、咸陽縣之地自清、

觴詠不休、藐姑射之山欲曙。

（第五段）

傍字 輔昭、

雜隔句 泝於李門之浪二年、朝恩未及、

蹈於蓬壺之雲十日、夜飲既酣。

漫句 厭厭然獨迷花酒之下、

送句 云爾。謹序。

右を、柿村重松『本朝文粹註釋』を参考に訓読すれば次の通り。

春日、同じく「花を隔てて遙かに酒を勸む」を賦す、太

上皇製に應ず

(第一段)

王城の東南半里に、一玉洞有り。

煙霞春濃かに、泉石秋冷し。

蓋し我が太上皇、叡賞宸遊の地なり。

彼の世を遁れ尊を揖(ゆず)り、處を逐ひて靜を占めしより、

譚鸞舞鶴、褰裳の行に追従し、

草色林輝、脱履の歩に祇承す。

(第二段)

是に於て、

林に臺に、花有り酒有り。

酒は花を隔てて遙に酌み、

味は香を帯びて彌いよ醇し。

宿鳥鳴きて以て花の淺深を説くに似、

遊蜂繞りて以て巡の多少を檢するが如し。

(第三段)

嗟呼、

遲を唱ふる何れの方よりぞ、梅檐を経て白(さかづき)

を擧ぐ。

籌を記す是れ幾れの物ぞ、杏園を過ぎて紅を折る。

濃粧より出で、繁艷より出づ。愁眉忽に眼界の春に展ぶ。

宿雪を穿ち、暖霞を穿つ。俗骨醉郷の月に倒れんと欲す。

(第四段)

時に、

鈞天宴闌け、玉漏夢半ばなり。

絲竹間奏し、咸陽縣の地自ら清し。

觴詠休まず、藐姑射の山曙ならんと欲す。

(第五段)

輔昭、

李門の浪を浜ぼること二年、朝恩未だ及ばず。

蓬壺の雲を踏むこと十日、夜飲既に酣なり。

厭厭然として獨り花酒の下に迷ふと

爾云ふ。

謹しみて序す。

句題「隔花遙勸酒」は、『樂府詩集』卷六十六などに見える、庾信の「結客少年場行」中の一句。原詩は、次の通り。

結客少年場 春風滿路香

歌撩李都尉 果擲潘河陽

折花遙勸酒 就水更移牀

今年喜夫婿 新拜羽林郎

定知劉碧玉 偷嫁汝南王

輔昭の本詩序は、福井迪子『菅原輔昭考』和漢兼作の人として・その交友―『鹿兒島県立短期大学紀要 人文・社会

科学篇』二六号・一九七六年、補訂して『一条朝文壇の研究』（桜楓社・一九八七年）に所収、『大日本史料』天延二年（九七四）三月二十八日（第二条）、新日本古典文学大系『本朝文粹』の「作者解説」（大曾根章介）、本間洋一『類聚句題抄全注釈』（和泉書院・二〇一〇年）の二九〇番注釈にあるように、天延二年の冷泉院の詩宴の詩序である。『日本紀略』天延二年三月廿八日条に「冷泉太上天皇詩宴。題云。隔花遙勸酒。同日。公宴。詩題云。春色雨中盡。」とある。

本詩序は、第一段を詩宴の主催者冷泉上皇の住まう冷泉院・詩宴が催された三月の春日の景物などを称える文で書き起こし、第二段で句題「隔花遙勸酒」の風情を表現し、第三・四段では、更に院中の梅花のもとでの酒・管絃をとまなう詩宴の様子を修辭を凝らして展開し、第五段は作者輔昭の自謙の句で結ぶ、詩序の作法の類型に則った駢儷文である。『袋草紙』『雑談』および『十訓抄』第十篇第二段にある秀句は、第五段に見える雑隔句である。

泝 於李門之浪 二年、朝恩 未及  
踏 於蓬壺之雲 十日、夜飲 既酣

『本朝文粹』を中心とした平安時代の駢儷文については、大曾根章介『王朝漢文学論攷』（岩波書店・一九九四年）や『大曾根章介 日本漢文学論集』第一卷（汲古書院・一九九八年）に所収の文体・文章に関わる所論、また岩波新日本古

典文学大系本『本朝文粹』「解説」の「七 文章」に記述が備わるが、そのうちの「平安時代における四六駢儷文」(大曾根章介 日本漢文学論集』第一卷所収)によれば、駢儷文の特徴は、

(一) 四字及び六字の句を中心にして文章が構成されていること

(二) 音律の調和がとれていること

(三) 表現の上で種々の技巧が凝されていること

(四) 典故ある詞句を頻繁に用い、華美流麗な文章であること

にあり、そして駢儷文の主眼は、前後の文辭が対称を成すことによって醸し出す文章の調和を重視するものであるという。そして、当時の文章においては、隔句対がその中心をなしているという。

今問題としている隔句対についてみれば、(二)の「音律の調和」についてみると、各句末の字「年」「及」「日」「酣」の声調が、平・仄・仄・平と、駢儷文の対句における、第一句と第四句、第二句と第三句の末尾の字の平仄を同じにして声律を整える作法にかなっている。

(三)にいう「表現の上で種々の技巧が凝されていること」とは、具体的には「対属」（対偶表現）に種々の技巧が凝されていることをいうが、「対属」においては、相対する各語

が互いに同一の品詞であり、同一の範疇に属する同じ性質の字で有ることが、基本的に要求される。この隔句対についてみれば、

- 1 「泝」・「蹈」——虚字（動詞）
  - 2 「於」・「於」——助字（前置詞）
  - 3 「李門」・「蓬壺」——実字（名詞）
  - 4 「之」・「之」——助字（助辞）
  - 5 「浪」・「雲」——実字（名詞）
  - 6 「二年」・「十日」——実字（名詞）
  - 7 「朝恩」・「夜飲」——実字（名詞）
  - 8 「未」・「既」——助字（副詞）
  - 9 「及」・「酣」——虚字（動詞・形容詞）
- と、各語が対応する、整った「対属」となっている。このうち、3は後述するように、典拠ある詞句を対にしたものであるが、それとは別に、「李」と「蓬」とが、「スモモ」と「ヨモギ」で草木類の対となっていて、対属の中のある部分がさらに別の対属をなす「奇対」となっている。また、7の「朝恩」（朝廷の恩。天子の恩）・「夜飲」（夜の酒宴）の対についてみれば、当面の文脈における意味においては関係は無いが、「朝」（アサ）と「夜」（ヨル）とが、その字形において対属をなす「字対」となっている。技巧の凝された対偶表現となっている。

そして、(四)の典拠ある詞句の使用という点については、3の「李門」・「蓬壺」がある。

「李門」は、柿村重松『本朝文粹註釈』（内外出版・一九二二年）にあるように、『後漢書』卷六十七 黨錮列伝第五十七 李膺伝の本文及び注にみえる、

是時朝廷日亂、綱紀積弛、膺獨持風裁、以聲名自高。士有被其容接者、名為登龍門。

〔注〕以魚為喻也。龍門、河水所下之口、在今絳州龍門縣。辛氏三秦記曰「河津一名龍門、水險不通、魚鱉之屬莫能上、江海大魚薄集龍門下數千、不得上、上則為龍也」。

（是の時、朝廷、日に乱れて、綱紀、積弛す。膺、独り風裁を持し、以て声名、自ら高し。士の其の容接を被る者有れば、名づけて登龍門と為す。

〔注〕魚を以て喻と為すなり。龍門は、河水の下る所の口、今の絳州龍門縣に在り。辛氏三秦記に曰ふ「河津、一名龍門、水險にして通ぜず、魚鱉の屬能く上ること莫し、江海の大魚龍門の下に薄集する數千なるも、上るを得ず、上れば則はち龍と為るなり」と。

を踏まえた表現。〔注〕に引く『三秦記』にいう、黄河の急流「龍門」を稀に登ることのできた魚は龍に化すると「登龍門」の故事を喻として、「声名、自ら高」き李膺と互いにゆるしあつて親しい間柄になる者があつたならば、（それは

すなわち将来の出世が約束されたものと見なされ、「龍門に登った」と言われたという故事を典故とする。ここで「李門の浪を浜ぼる」というのは、福井迪子「菅原輔昭考」によれば、詩序の製作された天延二年を遡ること二年の天禄三年(九七二)に省試を経て文章生に及第した事をさすと考えられている。

「蓬壺」については、柿村重松『本朝文粹註釈』は、『拾遺記』巻一「高辛」の、

三壺、則海中三山也。一曰方壺、則方丈也。二曰蓬壺、則蓬萊也。三曰瀛壺、則瀛洲也(三壺は、則ち海中の三山なり。一は方壺と曰ふ、則ち方丈なり。二は蓬壺と曰ふ、則ち蓬萊なり。三は瀛壺と曰ふ、則ち瀛洲なり。)

を引く。「方丈・蓬萊・瀛洲」は、『史記』卷二十八「封禪書」に、渤海の中にあつて、そこには「諸仙人及不死之藥皆在焉(諸もろの仙人及び不死の藥、皆な焉に在り)」という三神山。「蓬壺」は、そのうちの蓬萊山のことをいう。ここでは、仙洞(上皇の御所)冷泉院を仙人のすむという蓬萊山に喩えていい、冷泉院の藏人として出仕していることを「蓬壺の雲を蹈む」という。

このようにみてくると、「浜於李門之浪二年」にはじまる雑隔句は、駢儷文の一部たる要件を具備し、典故ある詞句を

使用した整然たる「対属」であつて、そこには「奇対」・「字対」といった技巧の凝らされた対偶表現をも用いた秀句であると見なされる。『袋草紙』「雑談」および『十訓抄』第十篇第二段において、「世以称秀逸(世以て秀逸と称す)」「人は秀逸トス」といわれるのも故無きことではない。

### 三 当該説話における「為試」の解釈上の問題

ところで、『袋草紙』でいうと、この詩序が作られた経緯を示す「為試俄賦隔花遥勸酒詩は、「試の為に俄かに『花を隔てて遥かに酒を勧む』の詩を賦す」のように訓んで、「試」を、「文章生の試験」すなわち「省試」と解するのが通説になっている。『袋草紙註釈』も『袋草紙考証(雑談篇)』も『袋草紙』(新日本古典文学大系)もそのようになっていて。またそれを承けてであろう『十訓抄』(新編日本古典文学全集)もそのように解する。疑問である。

石橋尚宝『十訓抄詳解』において、「宇多院の藏人に補して」という説話本文に「宇多院は朱雀院の誤りならん大日本史(文時傳)にも朱雀院の藏人たりし由見えたり」と注されたり(但し、『十訓抄詳解』は「試みのために」を「省試のために」とは注していない)、『本朝文粹註釈』においても当該詩序にいう「太上皇」を朱雀院に比定していたりで、その解釈

の影響が『袋草紙注釈』や『袋草紙考証（雑談篇）』にも及んでいるが、前節に見たとおり、史実に照らすならば、当該詩序が作られた作文会は、『日本紀略』天延二年三月廿八日条によって、冷泉太上天皇の詩宴だと判明する。そうだとすると、当該説話にいう「試」を省試と解するのは無理ではないだろうか。

省試についての解説を『国史大辞典』によって示せば、つぎのとおりである。

古代の式部省が行う試験のうち、文章生試をいう。『養老令』職員令は式部卿の職掌に「策「試貢人」をあげており、式部省が任官試験を施行したが、史料上は省試と呼ばれていない。貞観初年前後に文章生試を受けた島田忠臣の詩題に「省試、賦「得珠還」合浦」（『田氏家集』下）とあるのが、省試の語の初見。文章生試は延暦五年（七八六）ころから詩賦を課する形式で実施され始め、少なくとも天長ころまでは大学寮で行われた。その後貞観初年ころまでに文章生予科課程の擬文章生が新設され、その選抜試験を大学寮が行うようになるとともに、文章生試の施行主体は式部省に移り、省試と呼ばれるに至った。平安時代初期の漢文学隆盛に伴う文章生の地位向上の結果、省試は最重要視される試験の一つとなり、関連記録も多く残されたが、一方では行

幸・饗宴の際の余興として文章生志望者に詩を作らせ、それを省試として扱うことが十世紀ころから始まり、定員外入学の余進士や連続落第者（十上考）優遇措置が採られるようになって試験の厳正さが希薄化した。十世紀末から十一世紀にかけては、及落判定に関する紛議・カンニング・受験ボイコットなど省試をめぐる事件も多いが、やがて一種の縁故入学である入分学生生の慣行が拡がり試験の実質が失われた。保元元年（一一五六）の保元の乱以降は記録にとどめられることもほとんどなくなっているが、博士家の子弟が家業を継ぐために踏むべき形式的階梯として、中世まで一応存続した。↓  
課試（かし） ↓紀伝道（きでんどう）

「参考文献」久木幸男『大学寮と古代儒教』、桃裕行「古代末期の大学」（石川松太郎・久木幸男編『講座日本教育史』一所収）、金原理「平安時代漢詩人の規範意識」（『平安朝漢詩文の研究』所収）、大曾根章介「放島試考」（『国語と国文学』五六ノ一二）

（久木 幸男）

当該詩序が作られた天延二年（九七四）時点では、省試は、右に言う、式部省によって施行される文章生試のことであるが、右に「行幸・饗宴の際の余興として文章生志望者に詩を作らせ、それを省試として扱う」とある所謂「放島試」の形



式でもおこなわれた。その「放鳥試」についての専論が右に挙げられる、大曾根章介「放鳥試考」(『国語と国文学』五六ノ一二、『大曾根章介 日本漢文学論集』第一巻にも所収)である。

もし、天延二年三月廿八日の作文会で省試がおこなわれたとすると、それは「放鳥試」の形式をとったものであるだろう。ところが、右の大曾根の論や、李宇玲「夕霧の学問―字の儀式から放鳥試へ」(『古代宮廷文学論―中日文化交流史の視点から』(勉誠出版・二〇一一年)所収)といった放鳥試についての先行研究によれば、放鳥試は、式部省の試庁ではなく天皇行幸の場でおこなわれたものであるが、『日本紀略』天延二年三月廿八日条には「冷泉太上天皇詩宴」とあって、この作文会は、冷泉上皇の仙洞冷泉院でおこなわれた上皇によって催された詩宴であるので、放鳥試がおこなわれる場とは異なる。前掲の李論考では、文献史料で確認できる平安朝の放鳥試は八回ある(このうち、その詩宴の序が完全な形で残るのは、応和元年(九六一)三月五日村上天皇の飯の御所冷泉院における花宴でおこなわれたもの。『本朝文粹』卷第十・詩序三・木に所収の菅原文時「暮春、侍宴冷泉院池亭、同賦花光水上浮、應製」。後藤昭雄『本朝文粹抄』六(勉誠出版・二〇二〇年)に注解が備わる)として、それらを時代順に、開催日時・開催の場・省試詩題・出題者を注

記して掲出しているが、その場合は六例が天皇の行幸、二例が天皇の催す花宴であり、いずれも天皇の主催する行事の場である。よって天延二年三月廿八日の冷泉太上天皇詩宴において放鳥試がおこなわれたとは考えにくい。

そうすると、史実と照合して、『袋草紙』「雑談」および「十訓抄」第十篇第二段に、「宇多院藏人」というのは、「冷泉院藏人」の誤認、『袋草紙』の「為試俄賦隔花遥勸酒詩」は「試みの為に俄かに『隔花遥勸酒(花を隔てて遥かに酒を勧む)』の詩を賦して」とでも訓んで、「輔昭をはじめとした会衆を(試す為に、俄に『隔花遥勸酒』の句題詩をつくらせて」とでも解しておくのが、一応は穏当であろうか。

#### 四 説話の論理

但し、事実と齟齬するからといって、説話には説話なりの論理もあるから、それを辿ることを試みて、あわせて史実との齟齬の意味するものについても考えてみたい。

史実では、「冷泉院藏人」とあるべきところが「宇多院藏人」とある点についてであるが、前掲の李論考で、放鳥試の初見例として、寛平八年二月二十三日の宇多天皇の神泉苑行幸時の例が取り上げられて、文章道重視の宇多朝の動向を背景に、学問重視の姿勢を標榜し、文治聖代の頂点を飾る

文化行事の一環として、放鳥試を位置づけるべきとの考えが提出されている。説話の言う「試」を放鳥試と解しないとしても、宇多の時代を学問重視の姿勢を標榜する文治聖代だと把握する視点は示唆的である。史実レベルではあり得ないことではあるが、この説話を輔昭が「宇多院」の藏人であった頃のものとして語るのには、あるいは説話の語る出来事が文章道重視の時代に起こったことだとして語る姿勢を反映していると読めないであろうか。

輔昭をはじめとした会衆を試す為には、俄に『隔花遙勸酒』の句題詩が課され、輔昭がその序者とされる。「俄に」とある訳だから、当座で句題が示され、その場で輔昭が序者として指名されたような書かれ方である。すぐれた文人である父菅原文時の助成を疑って、輔昭は、会場である院内に隔離される。その状況下で、輔昭は、落句に「泝於李門之波二年朝恩未及、踏於蓬壺之雲十日夜飲已酣」という、世に「秀逸」と称せられる対属を含んだ詩序を見事に作りおこせる。

ところが、父文時は、「秀逸」と称せられた対属について、「踏蓬壺之雲一日と書くべし。指折りて計ける主かな」と難ずる。『袋草紙』ではこの直後に、

文時卿の尚齒会の序に云ふ、「楽天より少きこと三年、猶ほ已に衰齡なり」と。実には三年に及ばずと雖へども、文花に付て之を書くこと云々。

と、安和二年三月十三日の尚齒会(『日本紀略』ならびに『扶桑略記』参照)での文時の序「暮春、藤原相山庄尚齒會詩」(『本朝文粹』巻九・詩序二・人事に所収)の句「少於楽天三年、猶已衰齡也」を引いて、事実は楽天の年齢に及ばないことが三年に足りなくても、修辞上の理由で、文飾で「三年」と書くのだといっているわけだから、文時の輔昭の秀句に対する難は、句の修辞のほうが句の内容の事実性よりも優先するとの観点からのものだと解して、『袋草紙』の当該箇所には輔昭の話題が引かれているわけである。

『十訓抄』は、『袋草紙』のこの話題を出典としているわけだが、同様な意図で本話を引抄しているかというところではない。

そのことを説明する前に、『十訓抄』当該話の本文異同の問題について述べておく。片仮名本と平仮名本の本文を比較すると、片仮名本に「菅輔昭宇多院ノ藏人ニ補シテ試ノタメニ隔花遙勸酒ト云詩ヲ賦テ」とあるところが、平仮名本では「菅輔昭宇多院の藏人に補する時、心見のために俄に隔花遙勸酒といふ詩を賦して」とある。「俄に」という文言の有無が問題となる。この話題では、出典たる『袋草紙』に「為試俄賦隔花遙勸酒詩」と「俄に」という表現があり、この表現がなければ、輔昭に与えられた制限が詩会の場である院内に隔離されたことのみとなるが、それだけではなく句題

詩ならびに詩序を作ることが俄に課されるという困難な状況下で、秀逸な対属を含む詩序を見事に作り得たと語られるべきであろうから、「俄に」という文言はあるべきで、これが無いのは片仮名本における脱落であると考えるべきであろう。

さて、そのような状況下で作られた秀逸な対属に、父の文時卿が「踏蓬壺之雲一日ト書ベシ。指ヲオリテカゾヘケルヌシカナ」と難ずるところは、『十訓抄』も『袋草紙』と同じであるが、『十訓抄』においては、『袋草紙』のように、句の修辭のほうが句の内容の事実性よりも優先するとの観点からその難を提示しているわけではない。『十訓抄』は、文時の難に必ずしも承服せず、「余事歟（あまりの事か）」と評し、「祖業ヲツゲルコト彼伊弉卿ニハニザリケリ」（平仮名本は「祖業をつげる事かの伊弉等にはまさりけり」と、「才芸ノ人」兼明親王の子伊弉が「文盲」であつて父の代表作「菟裘賦」の内容を理解できずそれを村上天皇に見せるという失態を演じたという第十篇第一段の内容と対比して、輔昭を「祖業ヲツゲル」者として称揚する。これは、第十篇第一段および第二段を、第十篇小序にいう「本ヨリ其道々ノ家ニ生レヌルハサル事也。サナキタグヒモ、程々ニツケテハ能ハ必アルベキ也、中ニモ氏ヲウケタル物芸ヲロカニシテ氏ヲ継ヌ類アリ。道ニアラザル類ヒ能ニヨリテ道ニイタル徳モ

アレバ、氏ヲ継ガンガタメ、道ニイタランガタメニ、彼モ是モ共ニハゲムベシ」「中ニモ世中ノカハリユクサマ、昔ヨリハ次第二衰ヘモテ行ニツケツツ、道々ノ才芸モ、又父祖ニハ及ビガタキ習ナレバ、藍ヨリモ青カラン事ハ、マコトニ希ナリトイヘドモ、如形ナリトモ箕裘ノ業ヲツガザラム、口惜カリヌベシ」という観点から取り上げている故である。

以上、『袋草紙』「雑談」および『十訓抄』第十篇第二段に所載の菅原輔昭「春日、同賦隔花遙勸酒、應太上皇製」詩序成立説話について、いささかの補注を試みた。諸賢のご批正を請う。

（ふくしま・ひさし 本学教授）